

令和7年度 第11回大潟区地域協議会次第

日時 令和8年3月19日(木) 午後7時00分から
会場 大潟コミュニティプラザ2階 大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 協議事項

(1) 大潟区の「まちづくり」について

(2) 会長及び副会長の選任等について

4 その他

・次回地域協議会開催予定日 4月 日() 午後 時 分

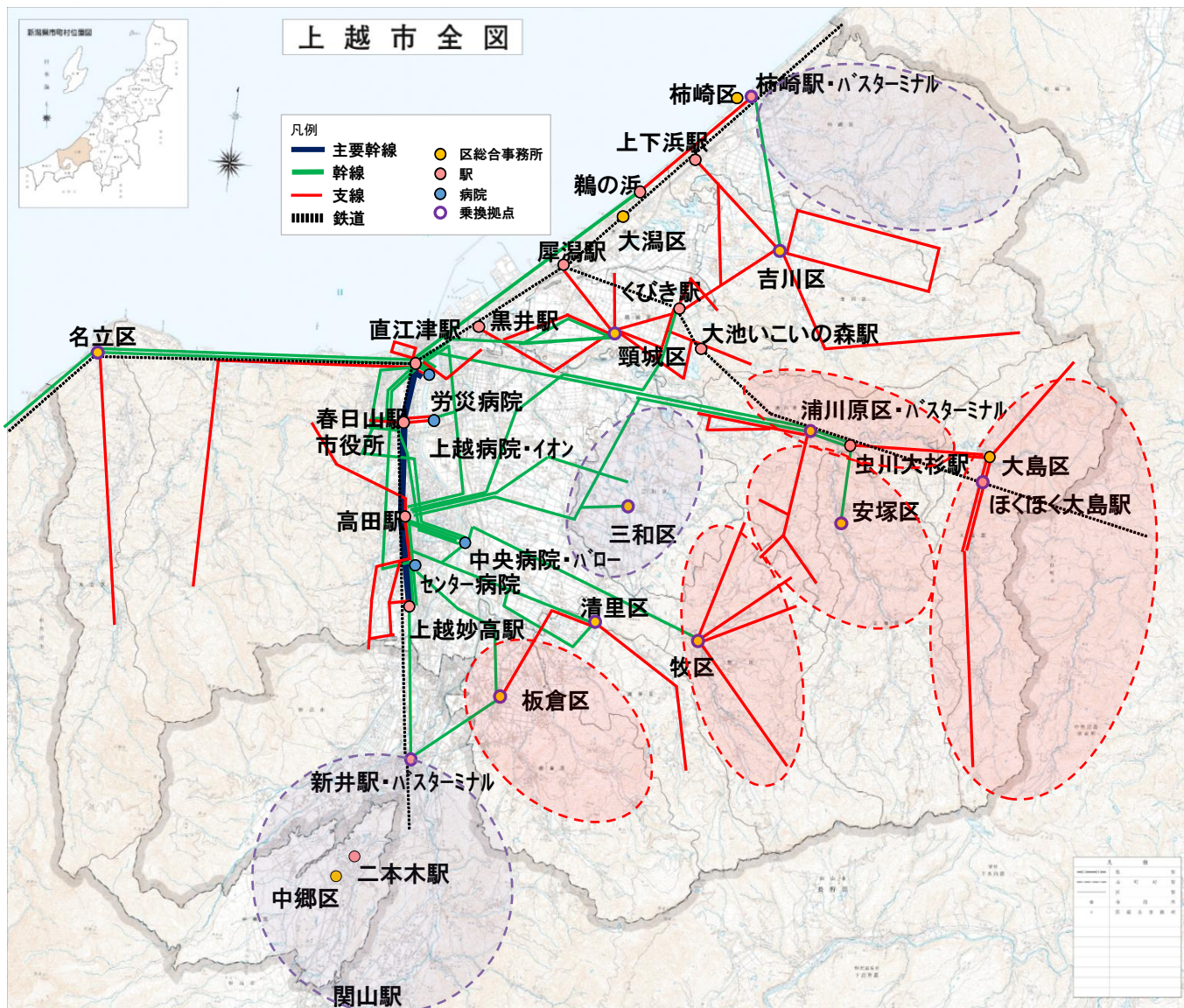
5 閉会

市内のデマンドタクシー等の 交通手段について

上越市 交通政策課

当市の路線バス等について

バス路線の状況（令和7年度当初）



路線数

- ・ 国補助（幹線） 2
- ・ 国補助（支線） 7
- ・ 県単補助 11
- ・ 市単補助 36
- ・ 市営バス 11
- ・ 住民互助 3

計 68

※市営バスのうち2路線が国庫補助（支線）の対象路線

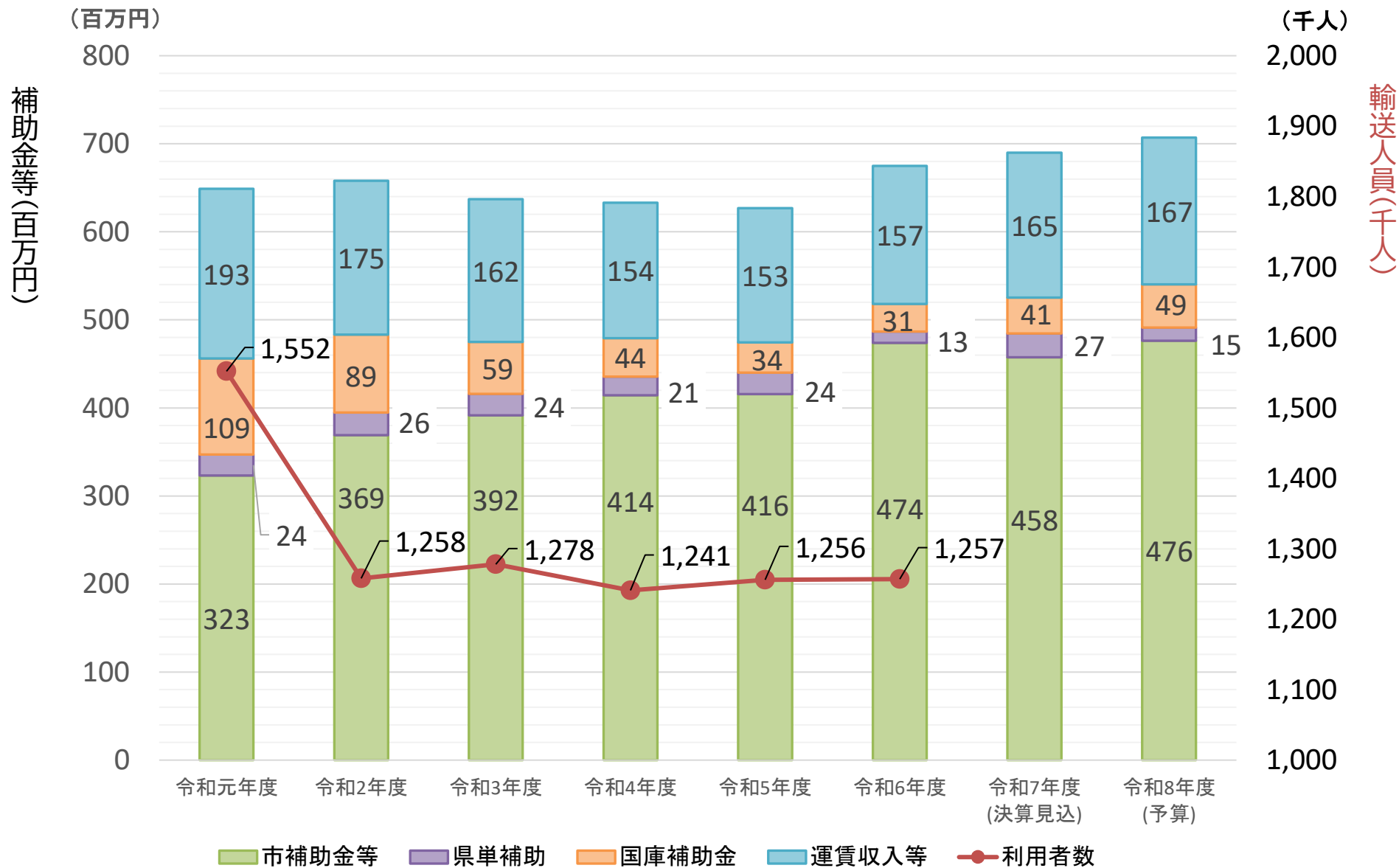
予約型コミュニティバスによる輸送地区

互助による輸送地区

- ※市内の路線バス事業者等
- ・ 頸城自動車及びグループバス事業者 計5社
 - ・ 乗合タクシー運行事業者 1社

当市の路線バス等について

利用者数と補助金額等の推移



当市の公共交通計画

第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）（計画期間 R6～R9）

基本方針

1. 公共交通により市民の日常生活の移動手段を確保する

（目標）

① 計画終了時における路線バス及び市営バスの利用者数を1,454千人以上にする

② 「市民の声アンケート」において、「バスや鉄道などの公共交通の便がよい」と感じる市民の割合を29.5%以上にする。

また、「公共交通の利便性向上」に係る市の取組に対する満足度を、令和4年の調査より向上する。

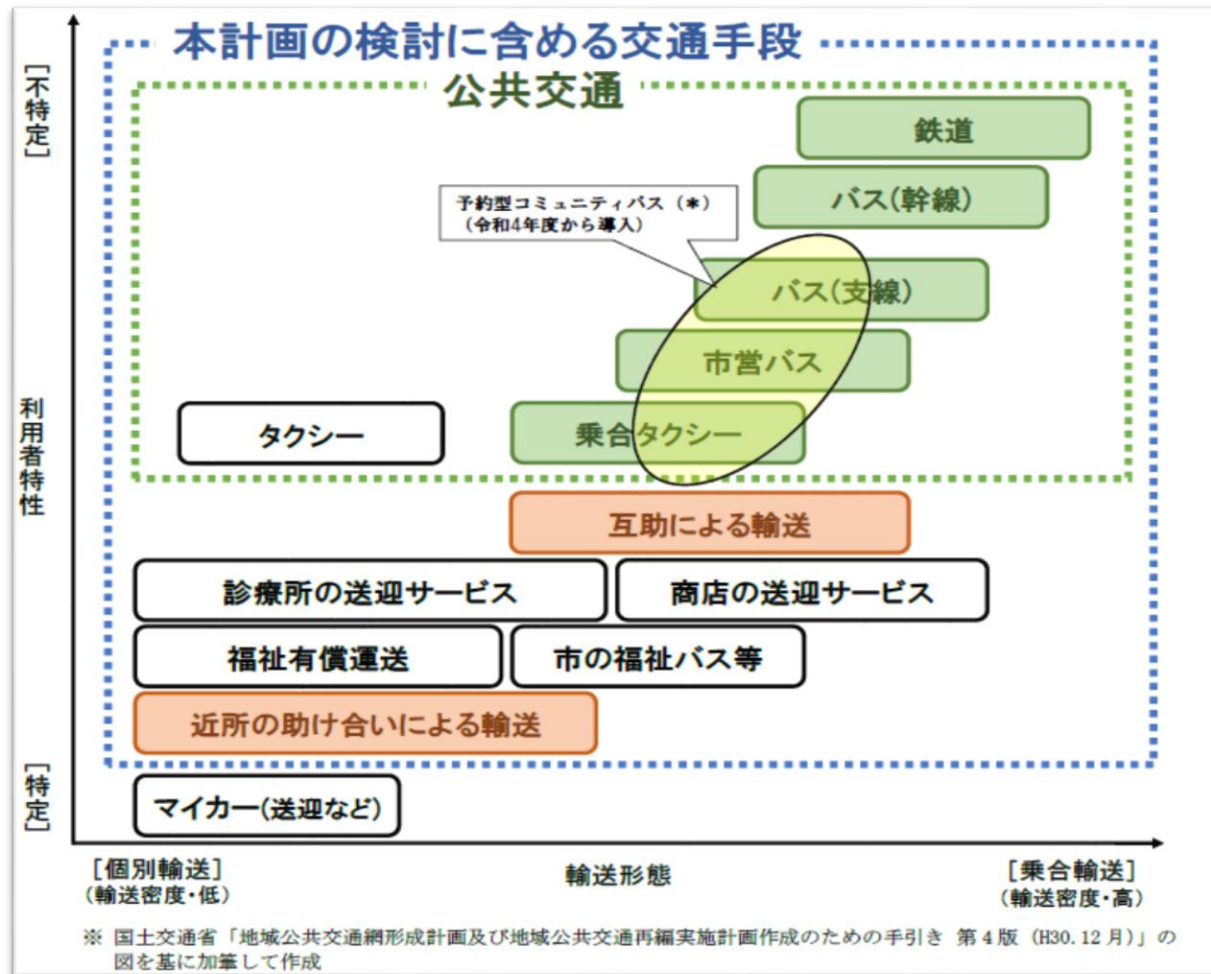
2. 将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークを構築する

（目標）

① 計画終了時における路線バス等に対する市の財政負担を4億7,000万円以内に抑制する

② 計画終了時における路線バス等の平均収支率を23.5%以上にする

多様な移動手段の検討



当市の公共交通計画

バス路線の見直しに関する基準

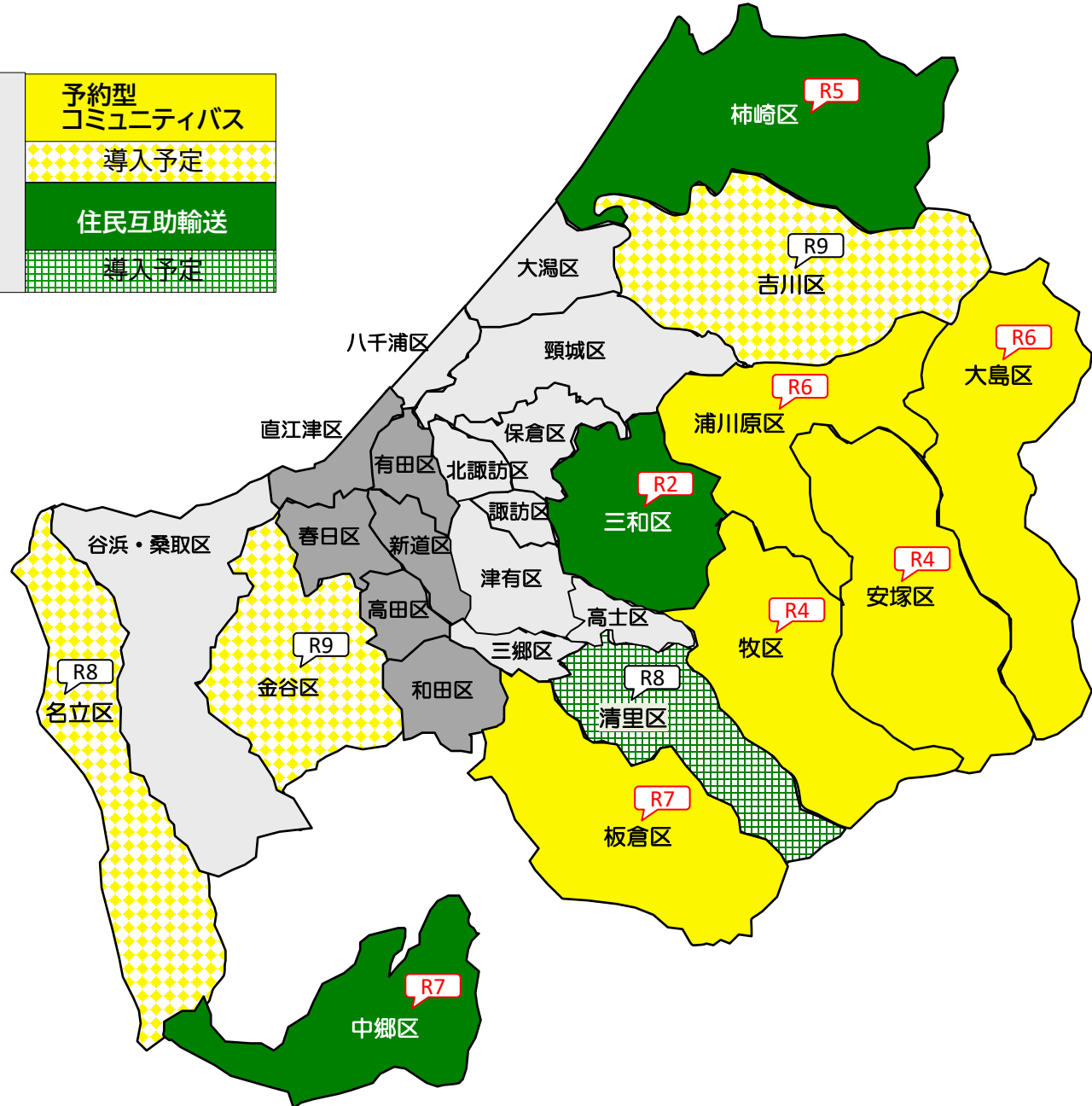
- （後期再編計画において）
「持続可能な公共交通ネットワーク構築」のため、利用者が少ない路線の見直し（運行の効率化や路線の廃止などについての）基準を規定

＜バス路線の評価基準 … 1 便当たりの利用者数＞

路線の区分		主要幹線	幹線	支線
路線の役割		中心的な駅・病院等の拠点間の移動と、市街地の生活交通を確保	13区・郊外の拠点から、市の中心地・駅へのアクセスを確保	集落から、日常生活に必要な機能がある拠点へのアクセスを確保
判定と基準	Ⅳ 現状維持	5人以上		5人以上
	Ⅲ 運行の効率化	5人未満		—
	Ⅱ 運行形態の転換	—		1人以上5人未満
	Ⅰ 路線の廃止 互助への転換	—		1人未満

市内のバス路線再編(少量輸送への見直し)

市街地	予約型 コミュニティバス
	導入予定
周辺・郊外	住民互助輸送
	導入予定



再編手法① 「Ⅱ 運行形態の転換」の場合

予約型コミュニティバスの導入

現状・課題

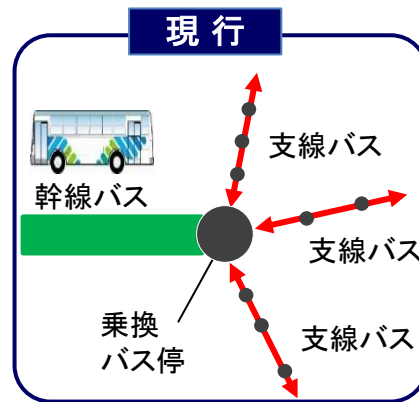
- 人口減少や車社会の進展等によりバス利用者が減少 → 利便性の向上と効率的な運行の両立を目指す
- 支線バスは、利用者の減少に伴い運行内容が縮小傾向 → 支線バス路線の再構築の必要性
- 高校生の通学範囲の広域化、高齢化による移動困難者の需要の高まり → 誰もが利用しやすい移動の実現

取組内容

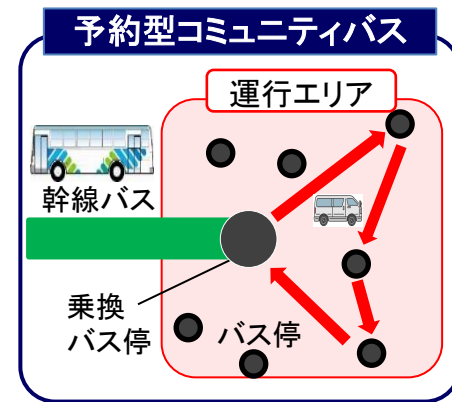
○ 予約型コミュニティバスの運行 R4.10～

- ・小型車両で利用者の予約に応じて地域内を移動
- ・地域内の移動を面的にカバーし、交通空白地を解消
- ・運行を効率化するため、ICTを活用したデマンド交通システムを導入し、最適な運行ルートを設定
- ・運賃は300円程度
- ・法定の手続きが必要

電話やインターネットから予約



項目	現行
路線	固定
時刻表	固定・便数少
運行時間	通学対応困難



予約型コミュニティバス
区内バス停間を自由に運行
細かなダイヤ設定
朝夕の時間延長→通学に対応

自家用車が無くても安心して生活できる利用しやすい移動手段の実現

再編手法② 「I 路線の廃止・互助への転換」の場合

住民互助輸送への転換

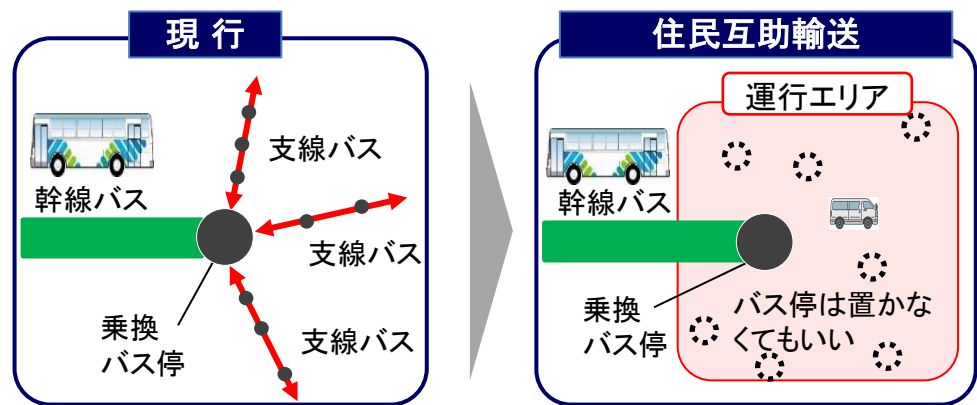
現状・課題

- 人口減少や車社会の進展等によりバス利用者が著しく減少 → 路線維持は困難だが、移動手段の確保は必要
- 支線バスは、利用者の減少に伴い運行内容が縮小傾向 → 移動ニーズに対応する効率的な運送

取組内容

○ 住民組織の互助による輸送の支援 R2.10～

- ・団体が保有する車両で地域内を移動
- ・地域内の交通空白地を解消
- ・時刻表やルート、予約の要否等は、地域のニーズにあわせて設定
- ・運賃は団体が決定(市内の実例では200～500円)
- ・法定の手続きが必要



項目	現行	住民互助輸送
路線	固定	固定/不定可 (原則区内)
時刻表	固定・便数少	固定/不定可 (市の支援は6便まで)

住民の互助に基づく日常生活を支える移動手段の確保

住民組織の互助による輸送について

<市が支援する互助による輸送の概要>

項目	内容
対象地域	<ul style="list-style-type: none">・バス路線が廃止となる沿線地域・バス路線がない地域などで、一定の利用見込みがある地域 ※いずれの場合も、交通事業者との事前協議・調整が必要
対象団体	<ul style="list-style-type: none">・住民により設立・組織される団体等 ※小学校区や地域自治区程度の範囲で活動する団体を想定
実施方法	(ア)～(ウ)による、一定の頻度以上の定期的な運行 (ア) 一般乗合旅客自動車運送事業者（バス・タクシー事業者）への委託 (イ) 交通空白地有償運送（自家用有償旅客運送の登録） (ウ) ボランティア輸送（道路運送法の許可又は登録を要しない運送） ※一定の頻度 … 週1日以上 かつ 2便/日以上

住民組織の互助による輸送について

<互助による輸送の実施状況>

地域	始期	運行主体	運行日・便数	実績	移行の経過
三和区	R2.10	NPO法人三和区振興会	平日・17便/日 ※全便デマンド	831 (R6年度)	路線廃止の判定を踏まえ、ボランティア輸送を行っていた住民組織と協議
柿崎区	R5.10	NPO法人柿崎まちづくり振興会	平日・8便/日 ※7便デマンド	1,934人 (R6年度)	路線廃止の判定を踏まえ、住民組織と協議
中郷区	R7.4	NPO法人中郷区まちづくり振興会	平日・3～4便/日 ※予約不要、曜日ごとに時刻・ルート固定	1,435人 (R7.4～R8.1)	運転士不足に伴う利便性低下を受け、住民組織と協議
清里区	R8.4	NPO法人清里まちづくり振興会	平日・5便/日 ※3便デマンド、金曜は1便のみ区外の食料品店まで運行	—	路線廃止の判定を踏まえ、住民組織と協議

<運行に対する市の支援>

令和2年度から、自家用有償旅客運送を行う団体に、運転手人件費、燃料費などを支援

- ・市が積算する基準額(上限額)と実績額のいずれか安価な方
- ・運行準備経費(チラシ印刷、運転者講習など)も対象。令和4年度に車両費も対象に拡大。

事前にお聞きした質問事項について

<質問と回答 1/2>

質問	回答
<p>(1)区内外でデマンドバスを走らせることは可能か。(交通空白地が少ないが、区内全域で運行可能なのか)</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 有償か無償かで異なる。・ 有償の場合<ul style="list-style-type: none">➢ 原則的に交通空白が前提➢ 法に定める手続きや交通事業者の了承が必要・ 無償の場合<ul style="list-style-type: none">➢ 実費(実際に使ったガソリン代)以外の収入がない場合は、手続きや了承は不要※運転手はボランティア(行政からの支援も不可)
<p>(2)他地域で導入されているが、うまくいったことと、改善すべきことは何か。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ うまくいったこと(市の視点)<ul style="list-style-type: none">➢ 公共交通機関がない地域において、地域住民の移動手段として利用されていること・ 改善すべきこと(市の視点)<ul style="list-style-type: none">➢ 運行団体からは、運転手の確保が課題と聞いている。

<質問と回答 2/2>

質問	回答
<p>(3)費用がどの程度かかるか教えてほしい。また市からの補助などはあるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・費用について 団体によって異なるが、R6実績ではおよそ250万円～450万円（便数や運行時間、車両費の有無等によって金額は異なる。）・市の支援について<ul style="list-style-type: none">➢互助による輸送の実施に対し負担金を支出している。➢負担金の額は、運行内容に基づき、市が算出方法を別途定める「標準的な経費」の額と、実際の決算額の少ないほうの額（R6実績では自己負担は発生していない。）
<p>(4)既存の公共交通機関、タクシーなどとの折り合いをどうつけるといいか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・実際の交通事業者との協議による。<ul style="list-style-type: none">➢一般的に、運行内容が競合すると了承を得るのは難しい。➢交通事業者が対応しにくい時間帯やエリアに対応するなど、協力関係になることが望ましい。

大湊区地域協議会の審議事項について

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
<p>会長、副会長の選任</p> <p>※上越市地域自治区の設置に関する条例（以下、「条例」という。）第6条</p>	<p>会 長 <u>土屋郁夫</u></p> <p>副会長 <u>俵木晴之</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の互選により決定 ・会長1名、副会長1名 ・任期は2年 	<p>会 長 _____</p> <p>副会長 _____</p>
<p>会議の招集請求に必要な委員数</p> <p>※条例第8条第1項第2号</p>	<p>4人</p> <p>4分の1以上の委員から書面で会議に付議すべき事項を示して請求があった場合</p>	<p>_____人</p>
<p>会議録の確認者</p> <p>※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項</p>	<p>名簿順（五十音順）</p> <p>※会長を除く</p>	
<p>委員が会議の議題を提出する場合の方法</p> <p>※条例第8条第4項</p>	<p>委員が自主的に審議したい事項がある場合は、別に定める様式により会議開催予定日の10日前までに会長に届ける</p> <p>※メールでも可</p>	
<p>地域協議会だよりの編集方法</p> <p>※条例第8条第4項</p>	<p>（編集委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正副会長から1名 ・委員から3名 ・1年任期 ・任期中1人1回以上 	<p>（編集委員）</p>
	<p>（発行回数・時期）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年3回 	<p>（発行回数・時期）</p>
	<p>（編集方法など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長または副会長を中心に4人の編集委員で作成 	<p>（編集方法など）</p>

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
会議の座席順 ※条例第8条第4項	名簿順（五十音順） ※2年後に再検討	
会議の開催日時 ※条例第8条第4項	(開催日) 毎月の第3木曜日	(開催日)
	(開催時間) 19:00 から	(開催時間)
会議の会場 ※条例第8条第4項	大潟コミュニティプラザ	

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。

（会議）

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

大湊区地域協議会の審議事項について（事前意見）

●はこれまでどおり ★は変更あり

審議事項	意見
会長、副会長の選任	<ul style="list-style-type: none"> ●会長 1名 ●副会長 1名 (現状では1名で対応できている) ★副会長 2名 (新任者で会議運営に不慣れな場合や、外部会議等へ代理出席する場合などに対応しやすくするため)
会議の招集請求に必要な委員数	●これまでどおり 4名とする
会議録の確認者	<ul style="list-style-type: none"> ●これまでどおり名簿順 ●これまでどおり1名とする ★確認者を複数名 (他地区の事例を踏まえ、複数名で確認することで会議録の正確性・信頼性を高めるため)
委員が会議の議題を提出する方法	<ul style="list-style-type: none"> ●会議開催予定日の10日前まで ★会議開催予定日の14日前まで (正副会長の事前打合せを開催日の概ね14日前に行っているため)
地域協議会だよりの編集方法	<ul style="list-style-type: none"> ●発行回数はこれまでどおり A3 サイズで年3回とする ※ 令和9年度については別途検討する (平日の印刷・折り・糊入れ作業は委員の負担が大きいいため、全員が一通り経験した後に見直しを行う)
会議の座席順	<ul style="list-style-type: none"> ★変更する (座席順をリセットすることにより、新たな気持ちで会議に臨めるようにするため)
会議の開催日時	<p>(開催日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 毎月第2木曜日または第3月曜日とする (他区の開催日を考慮し、可能な限り日程が重ならないようにするため) <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柿崎区：第3火曜日 ・吉川区：第3木曜日 ・頸城区：第3水曜日 <ul style="list-style-type: none"> ★ 月曜日・火曜日・水曜日のいずれかへの変更を希望する <p>(開催時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●これまでどおり開催時間は19時とする
会議の会場 ※条例第8条第4項	●これまでどおり、大湊コミュニティプラザ